

平成27年第4回中間市議会定例会会期日程（案）

（会期 11月27日～12月11日：15日間）

月	日	曜	本会議	委員会	審査事項
11月	27日	金	開議 午前10時		1. 会期の決定 2. 選挙第2号～第3号 3. 同意案第4号 4. 承認第8号 5. 議案第40号～第49号 「議案上程・提案理由説明」 「質疑・討論・採決」
11月	28日	土	休会		
11月	29日	日	休会		
11月	30日	月	休会		
12月	1日	火	開議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第8号 3. 議案第40号～第49号 [質疑・討論・採決・委員会付託]
12月	2日	水	休会		
12月	3日	木	休会	委員会	
12月	4日	金	休会	委員会	
12月	5日	土	休会		
12月	6日	日	休会		
12月	7日	月	休会	委員会	
12月	8日	火	休会	委員会	
12月	9日	水	休会	委員会	
12月	10日	木	休会	委員会	
12月	11日	金	開議 午前10時		1. 議案第40号～第49号 2. 意見書案第15号～第20号 「委員長報告・議案上程・提案理由説明」 「質疑・討論・採決」

諸 般 の 報 告

第4回中間市議会定例会
平成27年11月27日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、8月28日、9月25日、10月9日、13日、30日、11月10日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成26年度4月分～5月分
平成27年度4月分～8月分 |
| (2) 病院事業会計 | 平成26年度2月分～3月分 |
| (3) 水道事業会計 | 平成26年度3月分
平成27年度4月分～6月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、9月25日、10月6日、13日、26日、11月13日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 住宅都市交通対策課 | 平成26年度
平成27年度(平成27年4月～7月) |
| (2) 人権男女共同参画課 | 平成26年度
平成27年度(平成27年4月～7月) |
| (3) 安全安心まちづくり課 | 平成26年度
平成27年度(平成27年4月～7月) |
| (4) 選挙管理委員会事務局 | 平成26年度
平成27年度(平成27年4月～8月) |

3. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を、11月10日、20日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 損害賠償の額を定め、和解することについて
・相手方 XXXXXXXXXX

- ・ 事故の概要 事故発生日時 平成27年7月8日 午前9時5分頃
 事故の発生場所 中間市小田ヶ浦一丁目1番付近交差点
 事故の状況 市職員が訪問先を探しながらの走行中、中間市小田ヶ浦一丁目1番付近の交差点の大通りから十分な確認をせずに右折したため、直進していたバイクの左側面と自公用車の前部バンパーを接触させたもの。損傷については、相手方バイクの前方の泥除けが割れており、自公用車については、前部バンパーに軽微な擦れ傷が生じている。
- ・ 損害賠償の額 物損 10,524円
 人身 110,273円

(2) 損害賠償の額を定め、和解することについて

- ・ 相手方 [Redacted]
- ・ 事故の概要 事故発生日時 平成27年6月13日 午後5時頃
 事故の発生個所 福岡県中間市中間一丁目1番1号
 事故の状況 市職員が市民との会議を終え中間市役所へ帰着後、公用車を市役所別館地階駐車場の停車位置へ駐車しようとして後退したところ、事故発生場所に駐車中であった本件事故の相手方が所有する自動車に接触し、当該車両を破損させたもの
- ・ 損害賠償の額 185,000円

(3) 損害賠償の額を定め、和解することについて

- ・ 相手方 [Redacted]
- ・ 事故の概要 事故発生日時 平成27年6月25日 午後8時59分頃
 事故の発生場所 中間市東中間二丁目3番
 事故の状況 ほっともっと東中間店前道路上
 救急搬送途上、県道中間引野線を永犬丸トンネル方向へ直進中に、ほっともっと東中間店前付近で前方車両が減速したため、対向車線に出て、

追い越そうとした際に、前方車両がほっともつと駐車場方向へ右折したため、同方向にハンドルを切り、接触を避けようとしたが避けきれず、自救急車の左側前部と相手車両の右側前部が接触したもの

・ 損害賠償の額 37,286円

(意見書の提出)

平成26年9月25日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- (1) 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
- (2) 後期高齢者医療保険料の軽減特例措置に関する意見書
- (3) 川内原発の再稼働に反対し、停止を求める意見書

議事日程 (第1号)

平成27年11月27日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第2号 中間市選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 3 選挙第3号 中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第 4 同意案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (和解することについて)
(日程第5 提案理由説明)
- 日程第 6 第40号議案 平成27年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 7 第41号議案 平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第 8 第42号議案 平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 9 第43号議案 平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第10 第44号議案 平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
(日程第6～日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第45号議案 中間市市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 第46号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第47号議案 中間市下水道条例の一部を改正する条例
(日程第11～日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第48号議案 中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例
(日程第14 提案理由説明)
- 日程第15 第49号議案 中間市道路線の変更について
(日程第15 提案理由説明)

日程第16 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	19 番	米満 一彦君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	柴田精一郎君
総合政策部長	………	藤崎 幹彦君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	濱田 孝弘君			
環境上下水道部長	………				久野 裕彦君
市立病院事務長	………	芳野 文昭君	消防長	………	三船 時彦君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
企画政策課長	………	蔵元 洋一君	市民課長	………	山口 光章君
課税課長	………	貞末 孝光君	収納課長	………	米満 孝智君
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	介護保険課長	………	小南 敏夫君
土木課長	………	藤田 晃君	下水道課長	………	岩切 伸一君
選挙管理委員会事務局長	………				奥野 悦朗君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村	拓生君	書記	船元	幸徳君
書記	熊谷	浩二君	書記	池田	恭君

午前9時57分開会

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しております。これより平成27年第4回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月11日までの15日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

日程第2. 選挙第2号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、選挙第2号中間市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市選挙管理委員会委員に、井上俊子さん、日浅恭亘君、松本充子さん、原田慶雄君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、中間市選挙管理委

員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、中間市選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第3. 選挙第3号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第3、選挙第3号中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市選挙管理委員会委員補充員に、牧野修二君、平池千里さん、日野山孝太郎君、野崎幸市君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、中間市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、中間市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第4. 同意案第4号

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第4、同意案第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長(松下 俊男君)

同意案第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります坂口充笑氏の任期が、平成27年12月25日をもって満了となりますことから、引き続き、同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより同意案第4号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号については、これに同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第4号は、同意することに決しました。

日程第5. 承認第8号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第5、承認第8号専決処分を報告し、承認を求めることについて（和解することについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第8号医療法人社団清涼会岡垣記念病院の破産事件に関しまして、同法人破産管財人と和解することにつきましては、平成27年11月10日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりまして、ご

報告を申し上げます。

医療法人社団清涼会岡垣記念病院の診療報酬不正不当請求により、本市が同法人に対しまして支払いをいたしました診療報酬について過払いが生じ、486万2,423円の返還請求権が生じました。

このため、同法人に対しまして返還請求を行っておりましたが、返還がなされなかったことから、本市が同法人に対しまして支払う診療報酬と介護報酬について相殺手続を行いました。

その結果、309万6,340円の債権が残存している状況でございます。

その後、同法人破産管財人から、相殺を行った176万6,083円のうち、115万2円は破産法上違法であるとして、相殺無効の主張がなされました。

これに対しまして、本市の相殺手続は、同法人の破産手続の開始前に行ったものであることから、適法なものである旨の主張を重ねて行いました。

福岡地方裁判所におきまして、これらの主張について度重なる審問が行われました結果、裁判官から、相手方が相殺無効を主張している115万2円については、その無効を主張しないこと、及び本市が裁判所に届出をしております破産債権については309万6,340円のうち154万8,170円を届出債権とすることを内容とし、速やかに和解するよう提案されました。

この和解案について本市顧問弁護士と協議をいたしましたところ、一般的に破産債権の届出額に対する配当は8%から10%程度の額にとどまること、また、同法人が所有する不動産は、抵当権が設定されておりまして、競売による不動産の売却額が配当に上乘せされないことから、仮に破産債権の10%を配当して見積もりました場合に、届出債権を154万8,170円としたところによる影響額は15万円程度であること、また、和解を行わずに裁判になった場合、本市が相殺を主張している115万2円につきましても、相殺が認められない可能性があること、また、訴訟費用も発生いたしますことから、和解案を確定させることが本市にとって有利であるという結論に至り、専決処分を行ったものでございます。

ご審議のほど、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております承認第8号に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 6. 第40号議案

日程第 7. 第41号議案

日程第 8. 第42号議案

日程第 9. 第43号議案

日程第10. 第44号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第6、第40号議案から日程第10、第44号議案までの平成27年度各会計補正予算5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第40号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、先駆的な取り組みで地方創生に寄与する自治体に追加交付されます地域住民生活等緊急支援のための交付金の追加交付申請が採択されましたことから、この追加交付額及び対象事業について歳入歳出予算の補正をいたすものでございます。

この地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、既に1億4,430万円の交付を受けておりますが、このたび9月補正予算にて承認をいただいております、明治日本の産業革命遺産所在自治体における広域連携事業分の500万円と単独事業分の2,500万円をあわせ、総額3,000万円の追加交付が決定したことから歳入予算を追加計上するとともに、交付金の対象事業といたしまして、テレビ映像を通じて、遠賀川水源地ポンプ室及びフットパスへの取り組みをPRする観光プロモーション事業を1,500万円追加計上いたしております。

この交付金を最大限に活用することで、本市の観光施策を広く発信し、地方創生への取り組みを強力に推進してまいります。

そのほか歳出の主なものといたしまして、債務負担行為補正といたしまして、法人市民税課税システム賃借料を1,280万円計上いたしております。

総務費におきましては、交通安全対策特別交付金の増額に伴い、交通安全施設整備工事を200万円追加をし、安全で円滑な交通基盤の整備に努めてまいります。

農業費におきましては、中底井野地区及び下大隈地区の農道整備工事に400万円を追加をし、農業環境の充実を図ってまいります。

また、特別会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業におきまして、人件費及び出産育児一時金の増加により350万円を追加をし、介護保険事業におきましては、人事異動に伴う人件費の減額等により440万円、公共下水道事業におきましては、受益者負担金の増額に伴い、930万円をそれぞれ減額をすることといたしております。

こうした経費の財源となります歳入につきましては、交通安全対策特別交付金を200万円、農道整備総合事業費補助金を160万円、市債を260万円追加計上いたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ3,590万円を追加をし、予算の総額を歳入歳

出それぞれ174億6,290万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第41号議案平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費の増額に伴い、一般被保険者療養給付費を1億1,310万円、一般被保険者高額療養費を5,230万円、平成26年度補助金確定に伴い、償還金利子及び割引料を7,840万円追加をし、また、支出額の確定に伴い、老人保健拠出金を300万円、介護納付金を2,010万円減額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、国庫負担金を4,620万円、国庫補助金を2,080万円、県補助金を850万円、一般会計繰入金を350万円、歳入欠かん補填収入を1億4,870万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億2,787万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9,506万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第42号議案平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、平成27年度住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の歳入見込みが4,220万円となりましたことから、県支出金を4,220万円追加をし、諸収入を4,130万円減額をいたしております。

次に、歳出におきまして、未収債権の回収のための抵当権執行裁判費用といたしまして、補償補填及び賠償金を80万円追加をいたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ86万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,392万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第43号議案平成27年度中間市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、歳出におきまして、下水道受益者負担金の一括納付件数が増加したことによりまして、受益者負担金報償金を300万円追加するものでございます。

次に、歳入におきましては、下水道受益者負担金の賦課対象面積が増加したことにより、受益者負担金を1,240万円追加をし、また、一般会計繰入金を930万円減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ303万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億406万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第44号議案平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

まず、歳出につきましては、保険事業勘定の歳出といたしまして、人事異動に伴う人件費を610万円減額をし、システム改修費を320万円、過年度所得更正増加により介護保険料還付金を60万円追加をいたしております。

また、介護サービス事業勘定の歳出といたしまして、人事異動に伴う人件費を10万円追加をし、新予防給付ケアプラン作成件数が当初の見込みより増加したことに伴う委託料を280万円追加をいたしております。

次に、歳入につきましては、保険事業勘定の歳入といたしまして、歳出の増額に伴い、介護保険料を70万円、国庫補助金を120万円、県補助金を9万円、支払基金交付金を8万円追加をし、一般会計繰入金を440万円減額をいたしております。

また、サービス事業勘定の歳入といたしまして、居宅支援サービス計画収入を380万円追加をいたしております。

以上により、保険事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ227万円を減額をし、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ387万円を追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億330万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計補正予算5件に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第11. 第45号議案

日程第12. 第46号議案

日程第13. 第47号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第11、第45号議案から日程第13、第47号議案までの条例改正3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第45号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成27年度税制改正におきまして、地方税法の改正に伴い、地方税の猶予制度が見直され、かつ、同制度について地方公共団体の条例で定めることとされたこと、また、納税通知等における個人番号、いわゆるマイナンバーの取り扱いについて、国において見直しがなされましたことに伴うものでございます。

まず、猶予制度の部分における改正の主な内容といたしましては、これまでの徴収業務に係る分割納付の規定、申請書の記載事項、資産、収入等に関する提出資料、担保の徴収基準等を新たに定めるものでございます。

また、換価の猶予におきまして、従来の職権による猶予に加え、納税者からの申請による換価の猶予制度を新たに設けるものでございます。

次に、マイナンバーの取り扱いの変更の部分につきましては、本市が発する納付書または納入書に、個人番号及び法人番号を記載することといたしておりましたが、総務省から、当分の間は、個人番号及び法人番号を記載しない旨の通知が行われましたことから、これに対応するものでございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、猶予制度の部分にあっては平成28年4月1日、マイナンバーの取り扱いの変更の部分にあっては公布の日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第46号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる番号法が、平成28年1月1日に施行されることに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、納税義務者からの減免申請に当たり提出される申請書におきまして、市税と同様に、個人番号を記載することとするものでございます。

なお、施行日につきましては、番号法の施行日に合わせ、平成28年1月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第47号議案中間市下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成27年7月に公布されました「水防法等の一部を改正する法律」の一部が、平成27年7月19日に施行されたことに伴い、下水道法施行令第17条の3の規定が同令第17条の2に繰り上がったことから、本条例におきまして同令を引用している部分を改正するものでございます。

また、条例における用字用語の見直しにつきましても、あわせて行っております。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正3件に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第14、第48号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第48号議案中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の第9条第2項におきまして、社会保障、地方税または防災分野の事務にあって自治体が条例で定めるものにつきましては、自治体が当該事務に個人番号を利用することができる旨が定められております。

本条例は、この規定に基づきまして、番号法別表第1に規定されていない本市独自の事務に個人番号を利用すること、また、同法第19条第9号の規定に基づき、本市の複数の部署における事務間におきまして、特定個人情報を相互に利用することを目的として制定するものでございます。

条例の内容といたしましては、本市が独自で行っております、乳幼児・児童医療費の支給に関する事務、重度障害者医療費の支給に関する事務、ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務及び療育手帳の交付に関する事務につきまして、個人番号を利用できるよう規定しております。また、本市が行います社会保障、地方税または防災分野の事務におきまして複数の部署間で特定個人情報を相互に利用できるよう規定をいたしております。

なお、条例の施行日につきましては、平成28年1月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第48号議案に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第15. 第49号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第15、第49号議案中間市道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第49号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回、変更をいたします路線は、「本町4号線」の1路線でございます。

この路線につきましては、県道中間水巻線と接道いたします終点付近の交差点におきまして、両路線の区域外である部分がありますことから、交通安全及び道路維持管理の確保のため、「本町4号線」の路線を延長し、この部分を「本町4号線」の区域とするものでございます。道路の概要といたしましては、幅員4.14メートル、実延長258.57メートルを幅員4.3メートル、実延長302.52メートルに変更するものでございます。

以上のとおり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第49号議案に対する質疑は、12月1日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第16. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第16、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、草場満彦君及び山本慎悟君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。

午前10時25分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 草 場 満 彦

議 員 山 本 慎 悟